

広島大学体育会剣道部剣魂会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、広島大学体育会剣道部剣魂会(以下本会)と称する。

(所属)

第2条 本会は、全日本学連剣友会に加盟する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会計担当のところに置く。(付則で明記する)

(目的)

第4条 本会は、会員相互の資質の向上と親睦を図るとともに、広島大学体育会剣道部の振興、発展のため寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)広島大学体育会剣道部の稽古会参加のおよび試合応援
- (2)広島大学体育会剣道部の事業等に参加
- (3)学生剣道大会への援助
- (4)学生剣道の健全な発展に関わる事業に協力
- (5)会員の賞罰に関すること
- (6)学連剣友大会への参加
- (7)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第6条 本会は、広島大学体育会剣道部出身者および広島大学体育会剣道部に理解ある賛助会員として承認されたものを以て組織する。

第3章 役員および役員の選出と職務

第7条 本会に次の役員を置く

(役員)

- (1)名誉会長 1名
- (2)会長 1名
- (3)副会長 若干名
- (4)理事長、各地区会長、理事 若干名
- (5)監事 2名、会計担当 1名
- (6)名誉師範、師範、顧問 若干名

第8条 会長、副会長、理事長、監事、会計は、会員の中から理事会において選任する。

第9条 各地区会長、理事は、各地区代表および会長指名の若干名とする。

第10条 剣魂会名誉師範、剣魂会師範は、理事会で選出する。

第11条 顧問は理事会で選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。

第14条 理事は、理事会を組織して、本会の業務を議決する。

第15条 監事は、本会の会計および業務の執行状況について監査する。

第16条 会計担当は、本会の総務・会計等の業務を担当する。

第17条 顧問は、本会の重要事項につき、会長の諮問に応える。

(役員任期)

第18条 役員任期は5年とし、2期限度とする。

2 役員がその任期中に交代する場合、後任者の任期は前任者の残余期間とする。

3 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 機関

(理事会)

第19条 理事会は、本会の事業運営の最高議決機関とする。

2 理事会は、予算、決算、事業計画の企画立案および役員選出等を行う。

3 理事会は、理事会構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、理事で構成する。

第21条 理事会は、1月2日新年稽古会時に会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときには、臨時理事会を招集することが出来る。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

4 監事は、理事会に出席する。ただし、議決権は持たない。

第22条 理事会の議事録は、会長指名者が作成し、次の理事会でこれを確認し、保存する。

第5章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、年会費、寄付金その他の収入を以てこれにあてる。

2 年会費の額は別途定める。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第 25 条 本規約は、理事会において理事会出席者数の 3 分の 2 以上の議決を経て改正
することが出来る。

第 7 章 付則

(施行)

第 26 条 本規約は、昭和 35 年 1 月 1 日よりこれを施行する。

第 27 条 本会事務局は広島市西区草津南 1 丁目 4 番 3 - 407 号に置く。
平成 20 年 3 月 1 日上記に移動。

広島大学体育会剣道部剣魂会規約に関する申し合わせ事

1.年会費

規約第 23 条の年会費は、1 口 5000 円で出来れば 2 口以上とする。

1 口 5000 円でも可とする。

事情を考慮し、5000 円以下でも可とする。

2.特別希望者には永久会費 10 万円を設定する。

3.会計報告については、毎年 1 回「剣魂」に掲載しこれを行う。